

地震により被害を受けられた土地・家屋・償却資産について、被害の程度に応じて、固定資産税の減免を受けられる場合があります。

**【対象】**

- ①災害により、流出、水没、又は崩壊等の被害を受け、作付不能又は使用不能となった農地又は宅地
- ②災害により、半壊以上の被害を受けた家屋
- ③災害により、損傷した償却資産

**【内容】**

- ・平成28年度の税額が減免されます。
- ・被害の程度に応じて、10分の4から10分の10の税額が減免されます。
- ・被害の程度については、申請後に現地確認または写真による判定を行う場合があります。

**【必要書類】**

- ・減免申請書
- ・罹災証明書（コピー可）※住宅の場合
- ・罹災届出証明書（コピー可）※住宅以外の場合

**【提出先】**

- ・税務課資産税係
- ・各支所総合窓口課

**【問い合わせ先】**

税務課資産税係	0964-32-1487（直通）
	0964-32-1111（内線1175~1177）
三角支所総合窓口課	0964-53-1111
不知火支所総合窓口課	0964-33-1111
小川支所総合窓口課	0964-43-1111
豊野支所総合窓口課	0964-45-2111